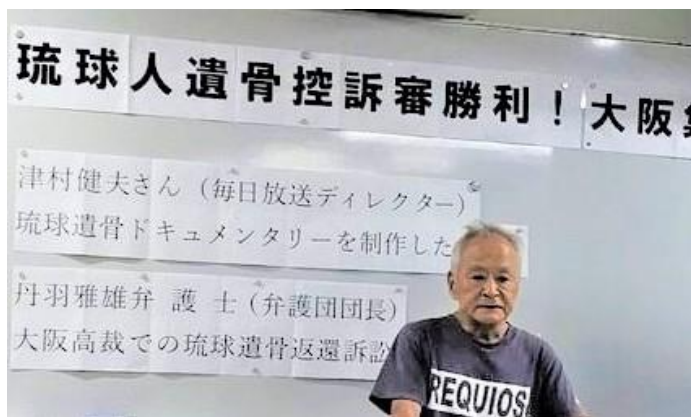


8月23日に琉球人遺骨訴訟の控訴審が結審を迎える 圧倒的多数の傍聴で、勝訴に向けて進む

琉球人遺骨返還訴訟は、2月9日の第3回口頭弁論以降、舞台が進行協議の場に移ったため、しばらく法廷は開かれなかった。やっと第4回口頭弁論が7月5日に開かれた(報告は後述)。この日、8月23日に次回第5回の口頭弁論が決定した。次回は松島泰勝・原告団長が意見陳述をおこない、結審となる。そして判決日が指定される予定である。

2022年9月14日から始まった控訴審もいよいよ大詰めを迎える。今までのを超える傍聴参加を心から訴える。午後2時30分開廷で、傍聴券の抽選があり、遅くとも開廷1時間前までに、大阪地裁前に集合を!

1. 8月4日、琉球人遺骨控訴審勝利! 大阪集会を開く



司会を担当する。

8月23日の第5回口頭弁論(結審)を前に、「琉球遺骨返還訴訟を支える会・大阪」は8月4日、「琉球人遺骨控訴審勝利! 大阪集会」を開催した。

集会では、毎日放送ディレクター・津村健夫さんの講演「琉球遺骨ドキュメンタリーを制作した思い」と、弁護団長・丹羽雅雄弁護士の報告「大阪高裁での琉球民族遺骨返還

請求訴訟の経緯と現状」を受け、第5回口頭弁論に向けて、再度裁判の意義を確認し、勝利に向けて意思の統一を図ることが出来た。

■ 津村健夫さん講演「琉球遺骨ドキュメンタリーを制作した思い」

毎日放送報道情報局でドキュメンタリー番組の制作に携わってきた津村健夫さんは、琉球人遺骨裁判に関わる番組として

○ 映像'21「学知と骨～琉球遺骨返還訴訟が問うもの」(2021年9月放送)

○ 映像'22「骨は誰のものか～返還を求める琉球・アイヌの人たち」(2022年7月放送)

○ 映像'22「奄美人遺骨を追って～昭和初期・人類学の“戦利品”」(2022年11月放送)

の3本を制作・放送してきた。

津村さんは、制作に携わる姿勢として「帝国の傲慢、科学の傲慢、多数者(マジョ

リティ)の傲慢」を問う必要がある、ここから人間の本来あるべき姿とは何か?を問うてきた。だから、この裁判はとても大事な闘いだと強調した。

そして、番組を制作して気づいたことは、

- ① 「骨」は民族問題の“象徴”であり、歴史とアイデンティティを問うものだ。
- ② 帝国における“日本民族”中心主義だ。このことは、異文化における「骨」に関心や敬意を払わない、現在にもつながる“植民地主義”を意味しているのではないのか。
- ③ 遺骨を保有している大学や博物館は、「合意」や「和解」を目指す場所ではない。

と語り、最後に、今後必要なものは、遺骨を返すという国際潮流をふまえて、世論を喚起し、裁判での勝利を目指すことだとまとめた。



津村健夫さんの講演



報告する丹羽雅雄弁護士

■ 丹羽雅雄弁護士報告「大阪高裁での琉球民族遺骨返還請求訴訟の経緯と現状」

続く丹羽弁護士の報告は、時間の都合上、当日会場で述べる事が叶わなかった「控訴審において判断されるべき本質的事項」6項目について記す。

- 控訴審において判断されるべき本質的事項の1

は、控訴人らが裁判に訴えた第一義的な目的を十分に理解されなければならない。

それは金関丈夫や三宅宗悦らが^{ムムジャナ}百按司墓から盗骨し、現在も継続占有する琉球人遺骨を再び琉球・沖縄の地に戻して百按司墓に安置し、慰霊をおこなうことである。

控訴人らが国連等による民族的少数者としての権利保障や先住民族としての権利保障ないしその宣言などの国際人権法を、法的根拠として主張することは、国際的・世界史的な脱植民地化の流れに適合している。

琉球人遺骨を元の百按司墓に再安置することによって琉球・沖縄の人びとの権利と生者と死者の尊厳が回復されることはあっても、日本国内の多数者（マジョリティ）やその他の集団成員の人権や尊厳を傷つけることにはならない。

○ 本質的事項の 2 は、控訴人らが戦後初めて自らを琉球民族であり先住民族であるとして訴訟を提訴している事実である。

遺骨返還請求権の主体を判断する場合、とりわけ人種差別撤廃条約第 6 条「権限ある自国の裁判所及び国家機関を通じて」、「あらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償または救済を当該裁判に求める権利を確保する」を十分理解して判断されなければならない。



集 会 風 景

○ 本質的事項の 3 は、被控訴人（京都大学）の占有権限の有無について、適正な判断が必要不可欠である。

○ 本質的事項の 4 は、琉球・沖縄における精神的基層にかかる葬送文化を十分理解されなければならない。

琉球・沖縄においては、共同体の構成員が死亡すると、その靈魂が共同体の守護神である「祖霊神」になり、共同体全体を守護する存在となるという本質的事項を十分に理解されなければならない。

○ 本質的事項の 5 は、盗骨行為の背景・原因である学知の植民地主義・人種差別主義について十分に理解されなければならない。

1879 年の琉球併合による植民地支配後の琉球・沖縄人に対する人種（民族）差別の実態は、植民地統治後の上杉県令による琉球の葬制・墓制を「野蛮」と評価し、琉球・沖縄人を「土人」と呼び捨てている事実からも明らかである。

学知の植民地主義とは、研究倫理上の問題であるだけでなく、国内法や国際人権法違反の政策や対応の総体であり、犯罪行為でもある。京都大学が植民地支配と植民地主義の違法・不当な対応を続けている事実を十分に理解し、判断されなければならない。

○ 本質的事項の6は、第一審判決は、上記本質的事項について、いずれの争点においても適正かつ十分な判断をおこなっていない。

2. 7月5日に、第4回口頭弁論が開かれる。

金城実さんが意見陳述において、琉球の「死生観」を説く

7月5日午後2時30分から開かれた第4回口頭弁論も傍聴席は満席となった。冒頭、裁判長は、左陪席裁判官の交代にともない「弁論更新」の手続きをおこなった。その後、金城実さんが意見陳述をおこなった。

金城さんは『陳述書』をただ単に字面を追って朗読するのではなく、裁判官に向いたかと思えば、傍聴席にも向かって、琉球の死生観を説いた。そして京都大学を厳しく糾弾した。最後に、現在、ロシア・ウクライナ問題を奇貨として日本政府が台湾有事を煽り、辺野古新基地建設の強行や自衛隊ミサイル基地設営がなされている。沖縄戦を経験、記憶している琉球人の心情、再び琉球・沖縄が戦場にされるのかという深刻な思いを持っていることを受け止めてもらいたい、と訴えた（以下に「陳述書」全文）。

続いて、4回（2月21日、3月22日、4月17日、6月5日）に渡った進行協議の報告を丹羽弁護士がおこなった後、裁判長が次回で終結と告げ、午後2時55分に終了した。

■ 金城実さん「意見陳述書」

1. 沖縄学における人類学及び民俗学から琉球人遺骨返還の裁判を考えます。

京都大学における琉球人遺骨の管理状況に関して、大きな問題があると認識しています。われわれ琉球人からすれば、実に醜い取り扱いであり、絶句するばかりです。ゴミ扱いと同然ではないですか。正に、生きていた証としてのマブイ（魂）は抜き取



意見陳述した金城実さん

られ、海辺に打ち上げられた珊瑚のかけらのようです。

私は、彫刻家として、人体の研究及び骨相学を学んできました。私の祖父宮城真莉（作品漁夫マカリー）の胸像、頭部は、実際にマカリーの洗骨に立ち会った時の学習から制作されたものです。マカリーの洗骨の状況は、この法廷に証拠として出した資料にあります。骨壺に入れる前と入れられて墓へと入れる写真があります（62号証）。骨壺を抱えているのがマカリーの孫真幸です。

洗骨の在り方を要約しますと、死後4、5年経つと墓から遺体を取り出します。骨以外の棺桶や衣装はすべて土に帰っています。持ち込まれた水で、足元から洗っていきます。最後に頭蓋骨を洗い泡盛酒でさらに洗い、乾いた布で丁寧に拭き、足元の骨から順に骨壺に入れ、最後に頭骨を入れるのです。妊婦は立ち会うことができません。つまり墓は、母の子宮なのですから、妊婦とバッティングするとのこと。京都大学にとって遺骨は、単なる教材としての考えであり、この沖縄の人類学をつきつけるのです。

私の島では、死者が死を迎える時、時間は海の潮の引いている時です。海に近い所で生まれ育った私にはこんな記憶があります。老衰で死を待つおばあさんが居ました。潮の満干を見て言われました。

潮が満ちていると海に沈んで、潮が引くと姿を現す小さな岩がありました。潮が引くとグソー（あの世に

旅立）となり、88歳以上は死んでも赤マンジュウが出されました。長生きしたご苦労さんという表現でした。

遺体を墓に運んで行くのが、太陽が頭上にある時でした。私の生まれた非文化的島においてさえ、立派な霊柩車がありました。木材でできており、真っ赤な漆も塗られていて、仏の像と蓮の花が描かれていました。もちろん、電気も水道設備もない島でした。霊柩車は、前列に4人、後列に4人で担ぐのです。私も、ある時ヤマトから故郷に帰った時に、霊柩車を担いだ経験がありました。そのまま、すぐに墓に入れられます。まず、入れる前に泡盛酒、米、お茶、お菓子、あの世で使う紙のお金（打ち、紙）、線香などを供えて、あの世に旅立させるのでした。

骨壺は立派な高価な美術品です。私の祖父マカリーのような、農民、漁民とは違って、今帰仁村の盗骨された百按司墓は、いわゆる琉球王朝時代の高級官僚の墓ですから、一般庶民と違って大変高価なものであったはず。しかし、



原告と丹羽弁護士

骨壺は盗まれて消えています。このことこそが大問題なのです。

琉球語で骨壺の名称は「テーダ」といって、太陽のことです。位牌は「トートーメ」といって、お月様のことです。ですから、仏壇の下は、生まれてくる子どもと死んでいく老衰の老人が待つ、空間なのです。ある意味では、家屋敷の構造が正に生と死の時空の中にあり、琉球人の人類学、民俗学の思想があることに気付きます。

2. 京都大学側は、琉球人遺骨返還裁判で、人類学研究と主張されているのですが、どのような研究をなされているのですか。その研究を知りたいのですが、京都大学は頑なに拒否される理由は何ですか。そもそも 1929 年、1933 年当時の帝国主義時代の国立大学の学問は、すべからく国家権力の支配にあり、東アジアにおける植民地主義の確立にありました。ブルドーザーのように地ならしたのが、京都大学の先輩教授であった事実は、もはや否定できない歴史的事実でありましょう。

京都大学は、近年、沖縄の辺野古にある反基地闘争の現場において、芥川賞受賞作家目取真俊氏に向けて「土人」発言があった事実を知らないはずはないでしょう。大阪府警の機動隊員の発言でした(筆者注:正しくは、2016年10月18日、米軍ヘリパット建設が進められている沖縄・東村高江のN1地区ゲート



報告集会に多くの参加

付近で抗議行動をおこなっていた目取真俊氏に対し、大阪府警機動隊員が「どこつかんどるんじゃ、こら、土人が」という言葉を投げつけた)。当時の大阪府松井知事及び菅官房長官も差別でないと言い放ちました。あなた方京都大学の人類学者も同様の考えですか。

今、沖縄では、日本政府がロシアとウクライナ戦争で次は中国と台湾との間での有事があるとあおっており、あの沖縄地上戦を思い出して恐怖に包まれている沖縄の民衆の気持ちが分からないのですか。すでに奄美、宮古、八重山、南西諸島にミサイルが配備されました。当然、県民、農民、漁民も戦争への恐れを心配して抵抗が起きます。これを弾圧していたのがあなた方先輩の学問であったわけですから、形を変えて、またしても琉球・沖縄に襲い掛かっていく学問にならないのか心配です。今、歴史の学習と反省がなければ間に合いません。

再度、訴える！

8月23日、圧倒的多数の傍聴で、勝利判決をめざそう